平成２２年（フ）第５４３９号
東京都清瀬市竹丘２丁目９―23―402
債務者　金沢　直江
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４０号
埼玉県秩父市寺尾1738―２
債務者　小島　　真
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見1730番地
債務者　小林　正美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第３７２号
東京都国立市青柳375番地１―503
債務者　一ノ宮美紀
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―36―502
債務者　井原　琴美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目３番地１プレジデント山代908号室、従前の住所石川県金沢市大額３丁目160番地
債務者　中村　大志
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１３号
石川県輪島市水守町峯山74
債務者　中村　賢一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（フ）第８８０号
静岡市葵区井宮町３番地の１　フジビル202号
債務者　西家　秀典
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５２号
静岡市清水区南矢部626番地の１
債務者　杉田　佳織
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９５４号
静岡市駿河区大谷2442番地の２　フォーブル神谷Ｂ103号
債務者　中村　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４７号
静岡市葵区桜町１丁目８番31号
債務者　松本美保子こと　李　　龍順
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８号
東京都立川市錦町４丁目５番23号ジョイフル西国立303号
債務者　中島　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０５号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番38号　センチュリー21．１―３、前住所静岡県藤枝市水上210番地の101
債務者　増田　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６号
静岡県藤枝市高柳３丁目１番38号センチュリー21．１―３、前住所静岡県藤枝市水上210番地の101
債務者　増田　俗子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３号
島根県益田市白上町イ163番地４
債務者　谷山　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部